

# 百合が原公園整備運営事業に係る設置等予定者の選定結果について

札幌市では、「札幌市の設置する都市公園に係る公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の選定結果を受け、以下のとおり、設置等予定者を決定しました。

## 【選定結果の概要】

### 1 申込団体数

1 団体

### 2 事業予定者

YURIGAHARA PARK FUTURE LAB

(構成団体)

代表法人：一般社団法人 SAPPORO PLACEMAKING LABO

構成法人：丸美珈琲株式会社、株式会社創伸建設、株式会社どんぐり

アイビック食品株式会社、株式会社コクサク

### 3 選定について

#### (1) 提案内容

別紙のとおり

#### (2) 点数

評価項目	評価の視点	配点	得点
事業の実 施方針	公園のコンセプト・方向性に合致した提案となっているか	60	46.8
	公募区域の活性化が見込まれ、新たな魅力創出や賑わいを図る事業の提案があるか		
	公園利用者のニーズを多く満たす提案となっているか		
	指定管理者と連携した公園の活性化に繋がる取組が見込まれるか		
	市民との協働や地域団体と連携するなどの事業提案があり、地域や経済の活性化が見込まれるか		
	事業期間(20年間)継続して、公園の魅力や賑わいが保持され、集客が見込まれる提案となっているか		
事業実施 体制	団体の組織及び財務状況が健全であるか	45	27.8
	安定して事業を継続できる資金計画、収支計画となっているか		
	継続して人員を確保し得る採用計画及び人件費の確保をしているか		
	適正な勤務条件の下に働きやすい環境を確保しているか		
	非常事態（災害及び事故等）に迅速に対応し得る体制となっているか		

	事業撤退等に至ると想定されるリスクとその対応方針は妥当か		
	都市公園における P-PFI 等（利便性の向上に資する収益事業）の良好な類似業務の実績があるか		
施設の整備・管理 運営計画 （全般）	設計・施工・運営開始等のスケジュールが適切か	25	17.6
	施設の配置や規模は、既存の公園施設の利用を促す位置にあり、公園の課題（駐車場不足や利用が少ない場所など）を改善するものとなっているか		
	公園及びその周辺の景観と調和したデザインとなっているか		
	バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮が行われているか		
	環境へ配慮した施設設計となっているか		
公募対象 公園施設 の整備・ 管理運営 計画	公募対象公園施設は、都市公園法に定める公園施設であるか	30	20.8
	公募対象公園施設は、新たな機能（サービス又は設備）が快適に利用でき、高い満足度が見込めるか		
	公募対象公園施設は、年間を通じて公園利用者の利便性や快適性の向上に寄与しているか		
	公募対象公園施設は、収益確保の施策などにより、事業期間（20 年間）安定した経営を見込むことができるか		
特定公園 施設の整備・管理 運営計画	特定公園施設は、要求水準を満たしているか	25	17.0
	特定公園施設は、公園の価値を向上させる施設として整備され、公園利用者の誰もが気軽に利用できるか		
	特定公園施設は、事業期間継続して良好な管理・運営が可能な計画となっているか		
	駐車場の混雑緩和や混雑時の対応に関する施策が計画されているか		
価格提案	提案された使用料により札幌市の負担が軽減されているか（※）	15	11.0
	公募対象公園施設からの収益が公園施設の更新・補修や魅力向上事業等に還元されているか		
	特定公園施設の整備に係る、札幌市の負担額が抑えられているか（※）		
合計		200	141.0

※合計点の 60% (120 点) を最低基準とし、合計点が最上位の応募団体を設置等予定者として選定。

#### 4 付帯意見

- ・人材育成や女性活躍といった言葉が出てきたことは評価できる。ぜひ実現していただきたい。
- ・人気店が入るとすることで集客や財務の面で非常に大きなプラス要素となる。
- ・1年に1回事業の見直しを行うということについて、20年間という長期の収益を考える上では重要であり、財務面の不安を補っている。
- ・公園内で実施するイベントは、地元の人を楽しむことができ、他の地域からの利用者も増えることになる。実現を期待したい。
- ・多くの内容で指定管理者の協力が必要。協力体制を構築して進めていっていただきたい。
- ・冬場の営業について、公園を活用する人が少なくなる中でそれをフォローするような提案があまりなかった点は懸念される。
- ・公園を利用する人にとってパンを食べながら珈琲を飲んで過ごすというシーンはいろんな人にとって魅力的になる。しかし、人気の飲食店が入るとなると、現状でもハイシーズンの時期に不足している駐車場が70台だけの増設で足りるのかといった若干の不安がある。
- ・提案の中には公園の新しい使い方ということで、面白くて理想的なソフト面の企画が入っていた。実現性に若干の懸念はあるが、本当に素晴らしい企画だと思う。今後に期待したい。

#### 5 公募の経緯

項目	スケジュール
公募設置等指針の公表	令和5年8月31日(木)
公募説明会の参加申し込み期限	令和5年9月7日(木)
公募説明会の開催	令和5年9月8日(金)
質問の受付期間	令和5年9月11日(月)～9月25日(月)
質問に対する回答期限	令和5年10月10日(火)
応募申込み期間	令和5年11月1日(水)～令和6年1月31日(水) ※2か月の応募期間延長含む
第1次審査期間	令和6年2月1日(木)～2月14日(水) ※事務局による書類等の確認
第2次審査期間	令和6年2月15日(木)～令和6年3月中旬 ※委員による書類審査
第2回選定委員会	令和6年3月21日(木) ※応募者によるプレゼンテーション、評価の確定

#### 6 選定委員会について

(1)委員(五十音順、◎委員長) ※敬称略

ア 外部委員

庵跡 邦子 (太平百合が原連合町内会長)

市村 恒士 (室蘭工業大学工学部教授 分野:都市緑化計画等)

◎片山 めぐみ（札幌市立大学デザイン学部准教授 分野：コミュニティデザイン等）

菅原 雅子（特定社会保険労務士）

米倉 弘之（公認会計士）

森 志郎（酪農学園大学農食環境学群循環農学類教授 分野：花卉園芸等）

イ 内部委員

鈴木 浩二（建設局みどりの推進部みどりの管理担当部長）

## (2) 委員選定の考え方について

都市公園法第5条の2第6項及び第5条の4第4項の規定により、2名以上の学識経験者の意見の聴取が必要であるため、学識経験者2名以上を含む選定委員会を設置。

委員構成は都市緑化、コミュニティデザイン、花卉園芸の専門的な知識を要する学識経験者3名、申請団体の財務・労務の健全性を判断するために財務経理専門家と労務管理専門家各1名、日常的利用者の意見を反映するために地元の代表者1名、内部委員としてみどりの管理課担当部長1名の計5名を選定した。

## 7 今後の予定

市と選定団体と協議のうえ、協定の締結を行い、令和7年秋頃の供用開始を予定しております。